

「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」 (平成 18 年 2 月 1 日付け 17 消安第 10801 号 消費・安全局長通達) 一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>2 指定生産地域等における調査 告示 1 の調査は、次により行うものとされた。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 種ばれいしょ 日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産ほ場に植え付けるばれいしょ (以下「種ばれいしょ」という。) については、アメリカ合衆国植物防疫機関が告示 1 に掲げる要件を満たしている地区として<u>あらかじめ</u>日本国植物防疫機関に通知した地域で生産され、かつ、アメリカ合衆国植物防疫機関によりシストセンチュウが付着していないことが証明されたばれいしょを使用すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 寄主植物の移入規制及び指定生産地域における調査の確認 告示 6 の (1) の確認は、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して、毎年 1 回以上行うものとする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>2 指定生産地域等における調査 告示 1 の調査は、次により行うものとされた。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 種ばれいしょ 日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産ほ場に植え付けるばれいしょ (以下「種ばれいしょ」という。) については、アメリカ合衆国植物防疫機関が告示 1 に掲げる要件を満たしている地区として<u>輸入期間の開始前に</u>日本国植物防疫機関に通知した地域で生産され、かつ、アメリカ合衆国植物防疫機関によりシストセンチュウが付着していないことが証明されたばれいしょを使用すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 寄主植物の移入規制及び指定生産地域における調査の確認 告示 6 の (1) の確認は、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して、毎年 1 回以上<u>ばれいしょ生塊茎の輸出期間中</u>に行うものとする。</p> <p><u>8 輸入期間</u></p>

8 植物防疫官による確認

告示6の(1)の検査等の確認は、原則として、1年に1回以上、アメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に立会い、検疫有害動植物（特にシストセンチュウ）及び土がないことを確認することをもって行うものとする。

9 輸入検査及び加熱加工処理手続

輸入検査及び加熱加工処理手続は、以下に定めるところによるものとする。なお、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」（平成18年2月1日付け17消安第10801号消費・安全局長通達。以下「指定要領」という。）に基づく指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）の所在する港とは別の規則第6条第1項に掲げる港においてばれいしょ生塊茎を輸入し、当該輸入港から指定施設まで輸入したばれいしょ生塊茎を陸路で運搬する場合の輸入検査及び加熱加工処理手続は13に定めるところによるものとする。

10 隔離保管

(1)～(3) (略)

(4) 植物防疫官は、前項の確認に当たっては当該輸入者に対し、次の事項を当該ばれいしょ生塊茎を保管する施設の責任者に伝えるよう指示するものとする。

ア～オ (略)

輸入期間は、2月1日から7月31日までとされた。

9 植物防疫官による確認

告示6の(1)の検査等の確認は、ばれいしょ生塊茎の輸出期間中にアメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に適宜立会い、検疫有害動植物（特にシストセンチュウ）及び土がないことを確認することをもって行うものとする。

10 輸入検査及び加熱加工処理手続

輸入検査及び加熱加工処理手続は、以下に定めるところによるものとする。なお、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」（平成18年2月1日付け17消安第10801号消費・安全局長通達。以下「指定要領」という。）に基づく指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）の所在する港とは別の規則第6条第1項に掲げる港においてばれいしょ生塊茎を輸入し、当該輸入港から指定施設まで輸入したばれいしょ生塊茎を陸路で運搬する場合の輸入検査及び加熱加工処理手続は14に定めるところによるものとする。

11 隔離保管

(1)～(3) (略)

(4) 植物防疫官は、前項の確認に当たっては当該輸入者に対し、次の事項を当該ばれいしょ生塊茎を保管する施設の責任者に伝えるよう指示するものとする。

ア～オ (略)

<p>(削る。)</p> <p><u>11</u>～13 (略)</p> <p>別記様式3 (<u>9</u>関係) (略)</p> <p>別記様式4 (<u>9</u>関係) (略)</p> <p>別記様式5 (<u>10</u>関係)</p> <p style="text-align: center;">ばれいしょ生塊茎隔離保管計画書 (略) 記</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 輸送及び隔離保管に際して留意すべき事項 (1)～(7) (略) (削る。)</p> <p>(注) (略)</p> <p>別紙 (略)</p>	<p><u>カ</u> <u>隔離保管は2か月を限度とすること。</u></p> <p><u>12</u>～14 (略)</p> <p>別記様式3 (<u>10</u>関係) (略)</p> <p>別記様式4 (<u>10</u>関係) (略)</p> <p>別記様式5 (<u>11</u>関係)</p> <p style="text-align: center;">ばれいしょ生塊茎隔離保管計画書 (略) 記</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 輸送及び隔離保管に際して留意すべき事項 (1)～(7) (略) <u>(8) 隔離保管は2ヶ月を限度とすること。</u></p> <p>(注) (略)</p> <p>別紙 (略)</p>
---	--

別記様式 6 (10関係)
(略)

別記様式 7 (10関係)
(略)

別記様式 8 (13関係)
(略)

別記様式 6 (11関係)
(略)

別記様式 7 (11関係)
(略)

別記様式 8 (14関係)
(略)